

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和3年5月27日から令和3年6月11日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

健康福祉部 保険年金課、健康課

#### (2) 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 保険年金課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

【契約規則第13条】

(イ) 随意契約締結伺いにおいて、2人以上の者から見積書を徴していないものがあった。

【規約規則第24条の3】

(ウ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(エ) 特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び取扱区域に関する届の提出がないものがあった。

【特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(オ) 再委託承認申請があったにもかかわらず、承認の決裁がされていないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条】

【特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条】

(2) 健康課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由が不明確なものが散見された。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあつた。

【契約規則第13条】

(ウ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則第24条の2で定める公表において、契約金額を誤って公表しているものがあつた。

【契約規則第24条の2】

(エ) 契約書において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付せずに契約しているものがあつた。

【契約規則第27条第1項第9号】

(オ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものが散見された。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(カ) トイレ及び事務室改修工事請負契約において、約款で定められた工程表や現場代理人及び主任技術者等の報告がされていないものがあつた。

【建設工事請負契約約款第3条及び第11条】

イ 備品の管理について、備品登録をしていないものがあつた。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

【物品管理要綱第5条、第23条第2項】

ウ 会計年度任用職員に関する事務手続きにおいて、下記のとおり不備が見受けられた。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、適切な事務処理をされたい。

(ア) 時間外勤務命令書を作成していないものがあつた。

【会計年度任用職員・非常勤職員の手引き】

(イ) 自己都合で退職したにもかかわらず、退職届が20日以上前に提出されていないものがあつた。 【会計年度任用職員・非常勤職員の手引き】